

令和6年度（2024年度）緩和ケア提供体制発展事業費補助金交付要領

（趣旨）

- 第1条 熊本県における緩和医療の充実を図るため、緩和ケアに関する知識を持った多施設・多職種の人材を育成し、在宅を含む各地域で緩和医療・緩和ケアを展開できる体制の構築に取り組む熊本大学病院に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付申請）

- 第2条 要項第3条の交付申請書の提出期限は、別に定める。
- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 経費所要額調書（別記様式第2号）
 - (2) 支出予定額内訳（別記様式第3号）
 - (3) その他参考となる資料

（補助金の交付の条件）

- 第3条 熊本県補助金等交付規則第5条第1項第3号のその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。
- (1) 事業により取得した財産の価格が単価50万円以上の備品については、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
 - (2) 知事の承認を受けて事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (4) 要項第12条第1項の規定により補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

（変更交付申請）

- 第4条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記様式第1号を準用する。

(申請の取下げ)

第5条 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期限は、交付決定の通知を受けた日から起算して5日を経過した日までとする。

(実績報告)

第6条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記様式第4号によるものとする。

2 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書(別記様式第5号)
- (2) 支出額内訳(別記様式第6号)
- (3) その他参考となる資料

3 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は令和7年(2025年)3月31日のいずれか早い日とする。

附 則

この要領は、令和6年(2024年)8月22日から施行し、令和6年(2024年)4月1日から適用する。